

適格請求書（インボイス）制度の 導入による影響について

一人親方はどのように対応すればよいか



林社会保険労務士事務所
電話042-595-6890 FAX042-595-6895
メール hiro.hayashi@hayashi-sr.net

影響を受ける一人親方とは

1. 課税売上高が1千万円未満で免税事業者の一人親方

①最終的には、課税事業者にならざるをえない

- ・利益に影響がでる

②適格請求書発行事業者の登録申請、簡易課税制度
選択届等の申請、発行事業者番号の通知

③消費税の申告、納付

④適格請求書（インボイス）の発行、又は元請の支払
通知書に発行事業者番号記載

2. すでに課税事業者である一人親方は影響少ない

①適格請求発行事業者の登録申請、適格請求書の発行

- ・利益に影響はない

適格請求書導入理由と影響

1. 導入理由

消費税の適正納付、課税事業者と免税事業者の不公平是正

2. 導入による影響

免税事業者である一人親方が**課税事業者**にならないと元請の利益が減少するため、元請から課税事業者になるよう**求められる可能性が高い**。

■下請が適格請求書を導入した場合

ハウスメーカー（そのまま） (万円)

収支	金額	消費税
顧客へ売上（売上税額）	3,000	300
経費（仕入税額）	-1,500	-150
一人親方へ（仕入税額）	-900	-90
納税すべき消費税		60
利益	600	

■下請が適格請求書を導入しない場合

ハウスメーカー（利益減少） (万円)

収支	金額	消費税
顧客へ売上（売上税額）	3,000	300
経費（仕入税額）	-1,500	-150
一人親方へ（仕入税額）	-990	0
納税すべき消費税		150
利益	510	

一人親方の対応方法

1. 元請からの要求と対応

当初は、免税事業者でも軽減税率の猶予期間があるが、①利益の減少
②経理システムの一律対応等の点で、**課税事業者になるよう求められる**
可能性が高く、**課税事業者になる手続きを進めるのがベスト**。

2. 課税事業者になった場合の影響

課税事業者になると、下記の通り利益が減少する。

■一人親方が免税事業者のまま
一人親方（利益そのまま）

収支	金額	消費税
売上（売上税額）	990	0
経費（仕入税額）	220	0
納付すべき消費税		0
利益	770	

■適格請求書導入後、**原則課税事業者**に
一人親方（消費税分利益減少）

収支	金額	消費税
売上（売上税額）	900	90
経費（仕入税額）	200	-20
納付すべき消費税		70
利益	700	

■適格請求書導入後、**簡易課税事業者**に
一人親方（消費税分利益減少）

収支	金額	消費税
売上（売上税額）	990	0
経費（仕入税額）	220	0
納付すべき消費税	36	36
利益	734	

消費税の仕組み 1

1. 取引による消費税の違い

- ① **課税**取引→原則、全取引で消費税が課税（②を除く）
- ② **免税・非課税・不課税**取引→例外で、消費税がかからない取引

2. 業者の規模による違い

- ① **課税**事業者→原則全事業者課税（②を除く）
- ② **免税**事業者→前々年の**課税売上高が1,000万円以下**の個人事業者
（多くの一人親方）

3. 期間による違い

- ①開業後 **2年間**→**免税**事業者
（適格請求書制度導入後は課税事業者選択？）
- ②開業後 **3年後**→課税事業者（課税売上高1,000万円以上の場合）

消費税の仕組み 2

4. 消費税の内訳

税率は

- ① 標準税率 10 %
- ② 軽減税率 8 % の複数税率

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合計	10%	8%

5. 消費税の計算

① 原則課税

$$\begin{array}{rcl} \text{売上税額} & - & \text{仕入税額} \\ \text{(課税売上高} \times 10\%) & & \text{(課税仕入額} \times 10\%) \end{array} = \text{消費税額}$$

② 簡易課税制度 (前々年度の課税売上高5,000万円以下)

$$\begin{array}{rcl} \text{売上税額} & - & \text{仕入税額} \\ \text{(課税売上高} \times 10\%) & & \text{(課税売上高} \times \text{みなし仕入率 (一人親方60\%)}) \end{array} = \text{消費税額}$$

消費税の仕組み 3

6. 元請の消費税計算

1) 現状の消費税額

免税事業者への
発注でも控
除できる

$$\begin{array}{rcll} \text{①売上税額} & - & \text{仕入税額} & = \text{支払消費税額} \\ \text{(顧客売上} \times 10\%) & & \text{(資材購入} \cdot \text{外注費} \times 10\%) & \end{array}$$

仕入税額控除

2) 適格請求書導入後の消費税額（適格請求書による控除）

$$\begin{array}{rcll} \text{①売上税額} & - & \text{仕入税額} & = \text{支払消費税額} \\ \text{(顧客売上} \times 10\%) & & \text{(資材購入} \times 10\% \text{ (原則課税の場合))} & \end{array}$$

外注業者（一人親方）が免税事業者（適格請求書を発行できない）のままでは、外注費×10%分が仕入税額控除できなくなり、消費税額が増加。

外注費が月額900万円とすると▲90万円利益減少。（消費税が＋90万円）

適格請求書（インボイス）とは

1. 適格請求書

適格請求書とは

> 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

> 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「**適格請求書発行事業者**」に限られます。

○ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。

⇒ 記載事項については P6

○ 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。

⇒ 電磁的記録の提供については P9

○ 課税事業者が、登録を受けることができます。

⇒ 登録申請手続については P17

※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。

※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

所定の項目が記載されている**支払通知書等**も適格請求書とみなされます。

一人親方の消費税手続き

1. 一人親方の課税事業者の選択

原則課税ではなく簡易課税事業者を選択したほうが影響は少ない。

■適格請求書導入後、原則課税事業者に
一人親方（消費税分利益減少）

収支	金額	消費税
売上（売上税額）	900	90
経費（仕入税額）	200	-20
納付すべき消費税		70
利益	700	

■適格請求書導入後、簡易課税事業者に
一人親方（消費税分利益減少）

収支	金額	消費税
売上（売上税額）	990	0
経費（仕入税額）	220	0
納付すべき消費税	36	36
利益	734	

■一人親方が免税事業者のまま
一人親方（利益そのまま）

収支	金額	消費税
売上（売上税額）	990	0
経費（仕入税額）	220	0
納付すべき消費税		0
利益	770	

2. 導入スケジュール

①適格請求書発行事業者登録申請手続期限

令和5年3月31日

②消費税簡易課税制度選択届の期限（上記と一緒に）

令和5年12月31日（但し上記）

③適格請求書発行事業者登録日

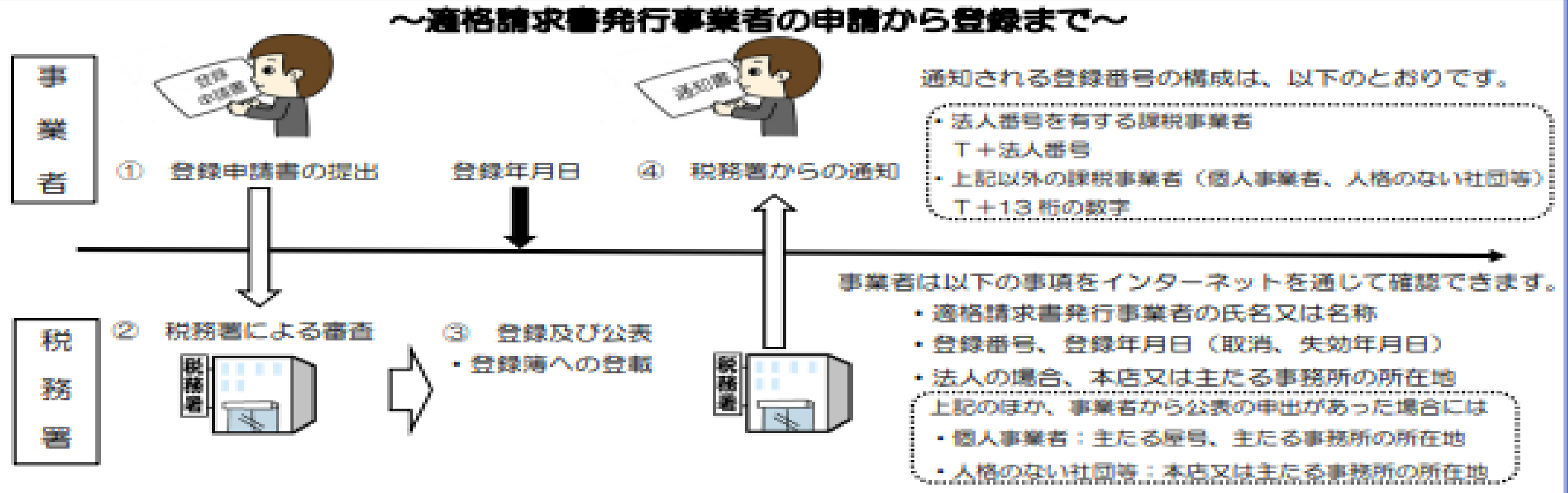
令和5年10月1日

④適格請求書（インボイス）制度適用開始

令和5年10月1日

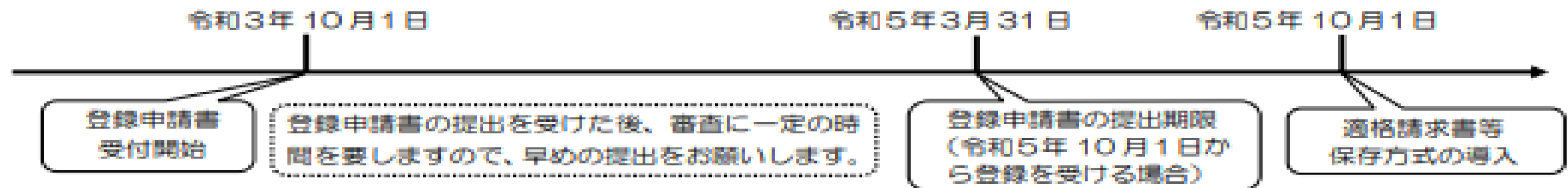
適格請求書制度の導入 1

1. 手続きの流れ



《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで**（ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



適格請求書制度の導入 2

1. スケジュール

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合（経過措置の適用を受ける場合）

（例）12月決算の法人で、令和5年10月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。**消費税簡易課税制度選択届**の届出は必要

また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請書の提出期限 (令和5年3月31日) (注) ↓	登録日 (令和5年10月1日) 登録日以降は課税事業者 となりますので、消費税の 申告が必要になります。	
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

(注) 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで

適格請求書発行事業者の登録

適格請求書発行事業者になる（登録を受ける）には

- > 適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。
- > 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

⇒ 免税事業者の登録申請手続については P19

- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。

① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。

法人番号を有する課税事業者は、T + 法人番号

上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T + 13桁の数字

- ② e-Tax で登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
- ③ 公表事項は、適格請求書発行事業者公表サイトで確認することができます。

簡易課税事業者の選択届出

Point

簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出

- 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です。）。
- ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合（P19）、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

【例】 免税事業者である個人事業者や12月決算の法人※が、令和5年10月1日から登録を受け
る場合で、令和5年12月期から簡易課税制度を適用するとき

※ 令和3年12月期（基準期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者

令和4年12月期		令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要	
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	

消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限
(令和5年12月31日)
令和5年12月期から適用を受ける旨を記載して提出

簡易課税制度による消費税

《参考》 簡易課税制度による消費税額の計算

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※}$$

(売上税額) (仕入税額)

$$\text{課税売上げに係る消費税額※} \times \text{みなし仕入率}$$

消費税額は課税仕入れ等に係る消費税額を課税売上げに係る消費税額から算出します。

そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

一人親方の場合のみなし仕入れ率は、**第4種事業として60%**となります。

適格請求書発行事業者登録番号

適格請求書発行事業者公表サイト（令和3年10月運用開始）の概要

- > 適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

【確認できる事項】

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称（※） ②法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③登録番号
 - ④登録年月日 ⑤登録取消年月日、登録失効年月日
- ※ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表申出書の提出が必要
- 上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能
- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
 - ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

【TOP画面】

国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [法人一覧を検索したい場合はこちら](#)

登録番号を検索する

登録番号（17桁） ①確認したい登録番号を入力

登録番号

T 1234567890123 13桁

②検索をクリック

検索

クリア

お知らせ

令和3年10月1日

適格請求書発行事業者公表サイトの運用開始について

登録番号

T 1234567890123 13桁

登録番号でまとめて検索する +

一度に最大10件まで検索可能

【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [ページ印刷](#)

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号

T1234567890123

氏名又は名称

国税 太郎

登録年月日

令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地

東京都千代田区霞が関3丁目1-1

主たる屋号

国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

適格請求書発行事業者の公表と義務

- 適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。

国税庁適格請求書
発行事業者公表サイト



1

- 適格請求書の交付 または、支払通知書の保存

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。

2

- 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上に係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

3

- 修正した適格請求書の交付 または、修正された支払通知書の保存

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

- 写しの保存

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります（事業者免税点制度の適用はありません。）。

適格請求書の作成

元請より支払通知書が発行されない場合は適格請求書の発行が必要になる。

現行の請求書	適格請求書
■ 発行者の氏名又は名称	現行の請求書にプラスして
■ 取引年月日	■ 適格請求書発行事業者の登録番号
■ 取引内容	■ 軽減税率の対象品である旨
■ 対価の金額	■ 税率ごとに合計した税抜き又は 税込価格及び適用税率
■ 受領者の氏名又は名称	■ 税率ごとの消費税額

請求書

2023年●月●日

●●●●様

ご請求額 金 660,000円

お支払期限 2023年●月●日

品 目	単価(円)	数量	金額(円)
洗浄便座 ●●製 型番ZEN-123	200,000	2	400,000
既存便座撤去および洗浄便座取付工事費	40,000	2	80,000
洗面台 ●●製 型番SOU-456(WH)	90,000	1	90,000
既存洗面台撤去および新規洗面台取付工事費	30,000	1	30,000
小 計			600,000
消費税(10%)			60,000
合 計			660,000

(8 %対象 0円

(10%対象 600,000円

消費税 0円)

消費税 60,000円)

振込先：●●銀行●●支店
普通口座：0123456
口座名義：カ)ゼンケンコウムテン
※お振込手数料はご負担にてお願いいたします。

株式会社 全建工務店®
登録番号 1234-5678

適格請求書

【これまでの請求書に加えて記載が必要なもの】

- ・ 税率ごとの消費税額
- ・ 適格請求書発行事業者登録番号
- ・ 軽減税率対象品目であることを示す印 (※や★など)

経理手間の増加は確実

消費税の確定申告、納付について

1. 消費税の確定申告、消費税納付

申告・納付の期限

令和3年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納付の期限は、**令和4年3月31日(木)**です。
なお、所得税及び復興特別所得税の申告と納付の期限は **令和4年3月15日(火)**ですので、お間違えのないようご注意ください。

申告書の提出

消費税及び地方消費税の確定申告書の提出方法は、3通りあります。
なお、提出が必要な書類については、8ページを参照してください。

1. **e-Tax** で申告する
2. 郵便又は信書便により、**住所地等の所轄の税務署に送付する**
確定申告書の提出は、郵便又は信書便による送付でも受け付けています。
※ 郵便又は信書便により申告書を提出する場合、通信日付印を提出日とみなします。

3. **住所地等の所轄の税務署の受付に提出する**
※ 受付時間外は時間外収受箱に投函してください。
※ 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

納付方法

下書き用申告書等

消費税及び地方消費税の納付方法は、5通りあります。

※ 申告書の提出後に、納付書等の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

1. **振替納税を利用する**
振替納税は、指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。
振替納税を利用している場合は、確実に振替納付できるよう、預貯金残額をご確認ください。
令和3年分の消費税及び地方消費税の振替日は、**令和4年4月26日(火)**です。
なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。
※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続きが必要です。なお、転居等により所轄税務署が変わった方で、異動前の所轄税務署に異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「納税地の異動又は変更に関する届出書」を提出した場合は、新たに振替納税（変更）の手続きは不要です。
※ 消費税及び地方消費税の振替納税は、所得税及び復興特別所得税について振替納税の手続きをしている方であっても、別途振替納税の手続きが必要です。

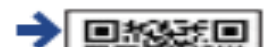
2. **e-Taxで納付する**
自宅等からインターネットを利用して納付できます。
詳しくは、e-Taxホームページ
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



3. **クレジットカードで納付する**
インターネットを利用して専用のWeb画面から納付できます。詳しくは、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。



4. **QRコードによりコンビニエンスストアで納付する**
自宅等で、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。
※ 納付できる金額は30万円以下となります。



消費税の確定申告

消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）

この申告書は見本です。

第3-(3)号様式

G K O 4 0 5

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) (電話番号 - -)

屋号

個人番号 (フリガナ)

氏名

※ 一連番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 斤指定 局指定

通信日付印 確認印

個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他

身元確認

指導年月日 令和 年 月 日

相談区分1 区分2 区分3

令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

個人事業者用 第一表

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中開申告 自 平成 年 月 日 至 令和 年 月 日

対象期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	1000	03
消費税額	②		06
経倒回収に係る消費税額	③		07
控除対象仕入税額	④		08
返還等対価に係る税額	⑤		09
税貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計	⑦		
控除不足額付税額	⑧		13
差引税額	⑨	00	15
中間納付税額	⑩	00	16
納付税額	⑪	00	17
中間納付還付税額	⑫	00	18
この申告書が修正申告である場合	⑬		19
差引納付税額	⑭	00	20
この課税期間の課税売上高	⑮		21
基準期間の課税売上高	⑯		

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
差引税額	⑱	00	52
還付額	⑲		53
納税額	⑳	00	54
中間納付課渡額	㉑	00	55
納付課渡額	㉒	00	56
中間納付還付課渡額	㉓	00	57
この申告書が修正申告である場合	㉔		58
差引納付額	㉕	00	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖		60

支払基準の適用

延払基準等の適用

工事進行基準の適用

現金主義会計の適用

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

区分 課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合%

第1種

第2種

第3種

第4種

第5種

第6種

特例計算適用(令57③)

有 無

31

32

33

34

35

36

37

38

42

43

40

還す付る金を受ける場合

銀行 金庫・組合 本店・支店

金庫・組合 出張所

農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

郵便局名等

※税務署整理番

税理士 署名押印

(電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

OCR入力用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

消費税及び地方消費税の申告書第二表

この申告書は見本です。

第3-(2)号様式

G K O 6 0 1

課税標準額等の内訳書

納税地 (フリガナ) (電話番号 - -)

屋号

氏名

改正法附則による税額の特例計算

軽減売上割合(10営業日)		附則38①	51
小売等軽減仕入割合		附則38②	52
小売等軽減売上割合		附則39①	53

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中開申告 自 平成 年 月 日 至 令和 年 月 日

対象期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

課税標準額等の内訳

課税標準額	①	1000	01
3%適用分	②		02
4%適用分	③		03
6.3%適用分	④		04
6.24%適用分	⑤		05
7.8%適用分	⑥		06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(注1)	⑦		07
6.3%適用分	⑧		11
7.8%適用分	⑨		12
消費税額	⑩		13

⑩の内訳

3%適用分	⑪		21
4%適用分	⑫		22
6.3%適用分	⑬		23
6.24%適用分	⑭		24
7.8%適用分	⑮		25
返還等対価に係る税額	⑯		31
売上げの返還等対価に係る税額	⑰		32
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑱		33

地方消費税の課税標準となる消費税額

4%適用分	⑳		41
6.3%適用分	㉑		42
6.24%及び7.8%適用分	㉒		43
	㉓		44

(注1) 同一及び同税額、一部課税により申告する場合、課税売上割合が60%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) 同一の場が適用税額となる場合は「マイナスイ」を付してください。

OCR入力用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

一人親方の手続きまとめ

1. 課税事業者を選択するかしないかを決める。
課税事業者選択の場合は下記の通り
2. 原則課税事業者とするか簡易課税事業者のいずれかを選択
令和5年3月31日までに、下記手続き
 1. 「適格請求書発行事業者登録」の申請
 2. 「簡易課税事業者選択届出」の提出
 3. 登録通知後、「適格請求書発行事業者登録番号」を元請に届出令和5年10月1日以降、下記いずれか
 1. 元請より、新書式の「支払通知書」受領
 2. または、元請に対して「適格請求書」により請求。10月1日以降の取引は、消費税対象
 1. 消費税分は預り金となり、後払いになるため資金繰りに注意令和6年3月31日までに（毎年）
 2. 消費税の申告・納付を行う。
振替納税の手続きをすると振替日は4月26日になる。

ご相談・問い合わせは

- 所在地 〒190-0022
東京都立川市錦町1-8-14鈴木ビル202号
- 事務所名 林社会保険労務士事務所、行政書士事務所
- 電話 042-595-6890
- FAX 042-595-6895
- 電子メール hiro.hayashi@hayashi-sr.net
- ホームページ <https://hayashisr.com/>

業務内容

- 労災保険・雇用保険・社会保険等の手続
- 就業規則の作成、変形労働時間制提案
- 働き方改革対応、労働時間の見直し
- 年金相談、ライフプランニング、退職金セミナー
- 労務管理、安全衛生管理、リスク対策
- 賃金制度改革、給与計算代行
- 独立起業サポート（一人親方）
- 助成金の申請代行（雇用関連、建設業関連）
- 退職金制度、生命保険、損害保険コンサル
- 講演、個別相談会
- 建設業の財務分析、経営改善
- 建設業許可申請、決算届
- 建設キャリアアップ登録代行